

○加美町の共催及び後援名義取扱に関する規程

令和4年3月31日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、加美町（以下「町」という。）が町以外のものの行う事業を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は「加美町」とする。

(承認の基準)

第4条 町は、事業の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査のうえ、これを承認するものとする。

(1) 主催者の基準

- イ 国又は地方公共団体
- ロ 学校等の教育機関及び学校の連合体
- ハ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教団体を除く。）
- ニ その他の団体等で主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- ホ その他町長が適当と認められるもの

(2) 事業内容の基準

- イ 町民の生活向上に寄与し、公益性のある事業であること。
- ロ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止等について必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については承認しないものとする。

(1) 営利を目的とするもの

- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) その他町長が共催等をするを不適当と認めるもの

(申請の手続)

第5条 町の共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書(様式第1号)を原則として開催期日1月前までに町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

(添付書類)

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- (4) その他必要な書類

(承認の条件)

第7条 承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、直ちにその結果につき事業報告書(様式第3号)を提出すること。
- (3) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (4) 後援の承認を行うに際しては、原則として事業経費の負担支出を伴わないこと。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。